

2 現場技術業務（事業促進型）特別仕様書記載例

現場技術業務（事業促進型）特別仕様書記載例		
項目	内容	
(技術員) 第6条	施工	<ul style="list-style-type: none"> ・技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木、農業－農業農村工学又は当該業務に該当する技術部門の選択科目）） ・技術士（農業部門（農業土木又は農業農村工学）又は当該業務に該当する技術部門（選択科目）） ・博士（当該業務に関連する学術分野） ・1級土木施工管理技士 ・農業土木技術管理士 ・シビルコンサルティングマネージャー（農業土木又は当該業務に該当する技術部門） ・農業水利施設補修工事品質管理士〔コンクリート構造物分野〕（農業水利施設補修工事（コンクリート構造物）の工事に関する業務に限る） ・大学卒業後13年、短大・高専卒業後18年、高校卒業後23年以上の実務経験を有する者
	技術員の技術者区分及び資格は、次のとおりとする。	
	技術者区分	資格
	技術員1 技術員2 … 技術員○	<ul style="list-style-type: none"> ・技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木、農業－農業農村工学又は当該業務に該当する技術部門の選択科目）） ・技術士（農業部門（農業土木又は農業農村工学）又は当該業務に該当する技術部門（選択科目）） ・1級土木施工管理技士の資格を有する者。 ・大学卒業後8年、短大・高専卒業後13年、高校卒業後18年以上の実務経験を有する者。
	備考	[監督支援型] 現場技術員（A） 相当
	<ul style="list-style-type: none"> ・技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木、農業－農業農村工学又は当該業務に該当する技術部門の選択科目）） ・技術士（農業部門（農業土木又は農業農村工学）又は当該業務に該当する技術部門（選択科目）） ・1級土木施工管理技士の資格を有する者。 ・畑地かんがい技士（畑地かんがいの工事に関する業務に限る） ・2級土木施工管理技士の資格取得後3年以上の実務経験を有する者 ・大学卒業後5年、短大・高専卒業後8年、高校卒業後11年以上の実務経験を有する者。 	[監督支援型] 現場技術員（B） 相当
	<ul style="list-style-type: none"> ・技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木、農業－農業農村工学又は当該業務に該当する技術部門の選択科目）） ・技術士（農業部門（農業土木又は農業農村工学）又は当該業務に該当する技術部門（選択科目）） ・1級又は2級土木施工管理技士の資格を有する者。 ・畑地かんがい技士（畑地かんがいの工事に関する業務に限る） ・技術士補（農業部門） ・大学卒業後2年、短大・高専卒業後4年、高校卒業後6年以上の実務経験を有する者。 	[監督支援型] 現場技術員（C） 相当

作成要領及び留意事項		
内容	契約書	共通仕様書
業務内容に応じて技術者ごとに適切に設定する。		第3-1条

現場技術業務（事業促進型）特別仕様書記載例																																		
項目	内容																																	
(配置技術者の確認) 第7条	<p>共通仕様書第1-6条における業務組織表の作成及び共通仕様書第1-7条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、業務実施計画書の業務組織表に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務実施計画書において、業務組織表を変更する際も同様とする。</p> <p>(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務実施計画書の業務組織表において位置付けられた技術者を登録対象とする。</p>																																	
(保険加入) 第8条	<p>受注者は、共通仕様書第1-28条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。</p>																																	
(適用する図書) 第9条	<p>本業務の実施に当たっては、次に掲げる図書等を熟知し、遂行しなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>制定（改定）年月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地質・土質調査業務共通仕様書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>測量業務共通仕様書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設計業務共通仕様書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>調査・測量・設計業務等の契約図書</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>土木工事等の契約図書</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>〇〇〇〇〇</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	制定（改定）年月	地質・土質調査業務共通仕様書		測量業務共通仕様書		設計業務共通仕様書		調査・測量・設計業務等の契約図書	—	土木工事等の契約図書	—	〇〇〇〇〇																				
名称	制定（改定）年月																																	
地質・土質調査業務共通仕様書																																		
測量業務共通仕様書																																		
設計業務共通仕様書																																		
調査・測量・設計業務等の契約図書	—																																	
土木工事等の契約図書	—																																	
〇〇〇〇〇																																		
(作業対象) 第10条	<p>(1) 対象施設等 (記載例1) 本業務は、以下に示す施設等に関する者を対象とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象施設等</th> <th>履行場所</th> <th>測点等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇幹線水路</td> <td>〇〇市 〇〇町地先</td> <td>No. 156+10.000～No. 255+0.000</td> </tr> <tr> <td>〇〇支線水路</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象工区</th> <th>履行場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇農地整備事業第7換地区</td> <td>〇〇市〇〇町地先</td> </tr> <tr> <td>〇〇工区</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇〇ダム</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載例2) 本業務は、以下に示す事柄に関するものを対象とする。 ・〇〇農業水利事業の計画変更に関すること。</p> <p>(2) 対象工事及び業務 本業務において、調整等の対象となる工事及び業務は、次表のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務名・工事名</th> <th>履行場所</th> <th>工期</th> <th>工種・概略数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇幹線〇〇支線水路工事</td> <td>〇〇市 〇〇町地先</td> <td>〇年〇月〇日 ～〇年〇月〇日</td> <td>FRPMφ1,000 L=400m</td> </tr> <tr> <td>〇〇排水機場建設工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇〇支線水路実施設計業務</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対象施設等	履行場所	測点等	〇〇幹線水路	〇〇市 〇〇町地先	No. 156+10.000～No. 255+0.000	〇〇支線水路			対象工区	履行場所	〇〇農地整備事業第7換地区	〇〇市〇〇町地先	〇〇工区		〇〇ダム		業務名・工事名	履行場所	工期	工種・概略数量	〇〇幹線〇〇支線水路工事	〇〇市 〇〇町地先	〇年〇月〇日 ～〇年〇月〇日	FRPMφ1,000 L=400m	〇〇排水機場建設工事				〇〇支線水路実施設計業務			
対象施設等	履行場所	測点等																																
〇〇幹線水路	〇〇市 〇〇町地先	No. 156+10.000～No. 255+0.000																																
〇〇支線水路																																		
対象工区	履行場所																																	
〇〇農地整備事業第7換地区	〇〇市〇〇町地先																																	
〇〇工区																																		
〇〇ダム																																		
業務名・工事名	履行場所	工期	工種・概略数量																															
〇〇幹線〇〇支線水路工事	〇〇市 〇〇町地先	〇年〇月〇日 ～〇年〇月〇日	FRPMφ1,000 L=400m																															
〇〇排水機場建設工事																																		
〇〇支線水路実施設計業務																																		
(業務場所) 第11条	<p>(記載例－1) 業務場所は、当該事業実施地内を予定している。なお、詳細については、監督職員と協議の上決定するものとする。</p> <p>(記載例－2) 業務場所は、〇〇事業所内及び当該事業実施地域内を予定しており、業務期間中は庁舎を無償で使用させるものとする。 設計及び関係機関等の調整に関する資料作成等については、受発注者間で協議の上、テレワークにより業務を実施することができる。なお、詳細については、監督職員と協議の上決定するものとする。</p>																																	

作成要領及び留意事項			
内	容	契約書	共通仕様書
			第1-6条 第1-7条
			第1-28条
	業務内容に応じて適宜設定する。		
	対象施設を具体的に記載する。		
	契約済み及び発注予定の工事及び業務について、可能な限り示すこと。		
	勤務場所を国営事業所に指定しない場合。		
	勤務場所を国営事業所に指定する場合。		

現場技術業務（事業促進型）特別仕様書記載例																			
項目	内容																		
(履行期間) 第12条	業務期間は次のとおりとする。 ○年○月○日～○年○月○日																		
(業務内容) 第13条	<p>【業務内容については、業務目的等に応じて取捨選択、又は追加する。監督支援型の業務を含む場合はその業務内容を記載する。】</p> <p>本業務は、第9条に示す作業対象について、以下に掲げる作業内容を実施するものとする。</p> <p>(1) 調査・測量・設計業務等の調整等</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 業務方針等の調整 イ 工程の把握及び調整 ウ 調査・測量・設計業務等の助言 エ 調査・測量・設計業務等の協議等 オ 調査・測量・設計業務成果内容の確認 カ 調査・測量・設計業務等の検査資料確認 <p>(2) 工事に関する調整等</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 施工方針等の調整 イ 工程の把握及び調整 ウ 工事の助言 エ 工事の協議等 オ 施工状況の確認 カ 出来形管理及び品質管理の確認 キ 工事の検査資料確認 <p>(3) 地元関係者及び関係機関等との協議等</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 調査・測量・設計業務等の立入に関する地元説明 イ 調査・測量・設計業務等に関する地元関係者との調整・協議 ウ 調査・測量・設計業務等に関する関係機関等との調整・協議 エ 工事に関する地元関係者との調整・協議 オ 工事に関する関係機関等との調整・協議 カ 調整・協議に必要な資料の作成 																		
(業務実施体制) 第14条	<p>本業務における実施体制は下表のとおりとし、管理技術者による業務運営のもと、各部門の主任技術者等が相互に連携して業務を遂行するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">技術者区分／担当部門等</th> <th>作業期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">管理技術者</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主任技術者</td> <td>調査・測量・設計部門</td> <td>○年○月～○年○月</td> </tr> <tr> <td>施工部門</td> <td>○年○月～○年○月 ○年○月～○年○月</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">技術員</td> <td>技術員1</td> <td>○年○月～○年○月</td> </tr> <tr> <td>技術員2</td> <td>○年○月～○年○月</td> </tr> <tr> <td>技術員○</td> <td>○年○月～○年○月</td> </tr> </tbody> </table>	技術者区分／担当部門等		作業期間	管理技術者		—	主任技術者	調査・測量・設計部門	○年○月～○年○月	施工部門	○年○月～○年○月 ○年○月～○年○月	技術員	技術員1	○年○月～○年○月	技術員2	○年○月～○年○月	技術員○	○年○月～○年○月
技術者区分／担当部門等		作業期間																	
管理技術者		—																	
主任技術者	調査・測量・設計部門	○年○月～○年○月																	
	施工部門	○年○月～○年○月 ○年○月～○年○月																	
技術員	技術員1	○年○月～○年○月																	
	技術員2	○年○月～○年○月																	
	技術員○	○年○月～○年○月																	

作成要領及び留意事項														
内容	契約書	共通仕様書												
<p>準備期間（5日間）、積算上の延べ人数（例：技師C220人、技術員440人）については、現場説明事項特記事項に記入する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(参考：履行設定例)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 15%;">履行開始日</td> <td style="width: 60%;">作業開始日</td> <td style="width: 25%;">履行完了日</td> </tr> <tr> <td>準備期間</td> <td>業 務 期 間</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">履 行 期 間</td> </tr> <tr> <td colspan="3">（「準備期間」は実作業を伴わないことから、直接業務費の対象外となる。）</td> </tr> </table> </div>	履行開始日	作業開始日	履行完了日	準備期間	業 務 期 間		履 行 期 間			（「準備期間」は実作業を伴わないことから、直接業務費の対象外となる。）				
履行開始日	作業開始日	履行完了日												
準備期間	業 務 期 間													
履 行 期 間														
（「準備期間」は実作業を伴わないことから、直接業務費の対象外となる。）														

現場技術業務（事業促進型）特別仕様書記載例	
項目	内容
(作業上の留意事項) 第15条	<p>(1) 通勤用及び本業務用に自動車等を必要とする場合は、受注者において用意するものとする。</p> <p>(2) 業務履行にパソコンを必要とする場合は、受注者において用意するものとする。なお、原則として機能等については監督職員と協議の上決定するものとするが、最新のデータに更新（アップデート）したウイルス対策ソフトがインストールされ、ウイルスチェック済みのパソコンとする。業務期間満了等で業務に使用したパソコンを撤去する場合には、ハードディスク等のデータは完全に消去し、その結果を監督職員の確認を受けるものとする。</p> <p>(3) その他の機器、ソフト等の導入については、監督職員と協議の上、その使用について決定するものとし、業務遂行上特に必要と認められる場合は、設計変更の対象とする。</p> <p>(4) 受注者からの請求により発注者が必要と認めた場合には庁舎の使用ができるものとする。この場合、机、椅子等は貸与する。 なお、貸与物件については、別途使用貸借申請書を監督職員に提出するものとする。</p> <p>(5) 前項により庁舎を使用する場合には、庁舎管理上受注者は、予め本業務に従事させる現場技術員に会社名・氏名等について記載された名札を着用させるものとする。</p>
(打合せ) 第16条	<p>共通仕様書第1-5条による打合せについては、月1回以上行うものとし、管理技術者が出席するものとする。また、月2回目以降の打合せについては監督職員と協議の上、書面等により行うことができるものとする。 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。 (記載例－1) ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。 (記載例－2) ただし、別紙○に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。</p>
(成果物) 第17条	<p>成果物を共通仕様書第1-9条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <p>(1) 成果物の電子媒体（CD-R若しくはDVD-R）正副2部</p> <p>(2) 成果物の出力1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）</p>
(成果物の提出先) 第18条	<p>成果物の提出先は、次のとおりとする。</p> <p>〇〇県〇〇市（郡）〇〇町（村）〇〇番地 〇〇農政局〇〇事業（務）所</p>
(契約変更) 第19-1条	<p>業務請負契約書第16条から第19条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第10条に示す「作業対象」に変更が生じた場合。 (2) 第11条に示す「業務場所」に変更が生じた場合。 (3) 第12条に示す「履行期間」に変更が生じた場合。 (4) 第13条に示す「業務内容」に変更が生じた場合。 (5) 第14条に示す「業務実施体制」に変更が生じた場合。 (6) 第16条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (7) 第17条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (8) その他</p>

作成要領及び留意事項		
内容	契約書	共通仕様書
<p>・これ以外に留意事項として指示する内容等があれば適宜追加する。</p> <p>【予定価格が1,000万円を超える場合】</p> <p>【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】</p>		<p>第1-5条</p> <p>第1-9条</p>
<p>・調査・測量・設計業務等旅費交通費積算要領に基づき、旅費交通費における宿泊費が確定した場合も変更の対象とする。なお、これにあたり宿泊情報が分かる資料（宿泊施設の名称・住所、宿泊日、宿泊者名、夕食・朝食の有無、宿泊料金）を添付し、監督職員と協議すること。</p>	<p>第16条～ 第19条</p>	<p>第1-14条～ 第1-17条</p>

現場技術業務（事業促進型）特別仕様書記載例	
項目	内容
（業務スライドの試行） 第19-2条	<p>(1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて（試行）」（令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知）（URL「https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-256.pdf」）に基づく試行業務である。</p> <p>(2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不適当となったと認めるときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。</p> <p>(3) 発注者又は受注者は、(2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費（業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残業務費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。</p> <p>(4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。 ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>(5) (2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。</p> <p>(6) 予想することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。</p> <p>(7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。 ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>(8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。 ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</p> <p>(9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。</p>
（定めなき事項） 第20条	<p>この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>

作成要領及び留意事項			
内	容	契約書	共通仕様書
		第55条	
		第55条	

【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】

別紙〇（第16条関連）

【割合】

予定価格算出の基礎となった同表A～Dまでに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の8.1を超える場合にあっては10分の8.1とし、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとする。

業種区分	A	B	C	D
建設コンサルタント (土木関係のもの)	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10 分の9を乗じて得た 額	一般管理費等の額に 10分の5を乗じて得 た額